

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 損益計算書

年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額
経 常 収 益	× × × 百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×
金 銭 の 信 託 運 用 益	× × ×
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
譲 渡 性 預 金 利 息	× × ×

短期債券利息	×	×	×
債券利息	×	×	×
債券発行差金償却	×	×	×
借用金利息	×	×	×
売渡手形利息	×	×	×
コールマネー利息	×	×	×
売現先利息	×	×	×
債券貸借取引支払利息	×	×	×
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×
預託金利息	×	×	×
金利スワップ支払利息	×	×	×
その他の支払利息	×	×	×
役務取引等費用	×	×	×
支払為替手数料	×	×	×
その他の役務費用	×	×	×
その他の業務費用	×	×	×
債券発行費用償却	×	×	×
外国為替売買損	×	×	×
商品有価証券売買損	×	×	×
国債等債券売却損	×	×	×
国債等債券償還損	×	×	×
国債等債券償却	×	×	×
金融派生商品費用	×	×	×
その他の業務費用	×	×	×
経費	×	×	×
人件費	×	×	×
物件費	×	×	×
税金	×	×	×
その他の経常費用	×	×	×
貸倒引当金繰入額	×	×	×
貸出金償却	×	×	×
株式等売却損	×	×	×
株式等償却	×	×	×
金銭の信託運用損	×	×	×
その他の資産償却	×	×	×
その他の経常費用	×	×	×
経常利益（又は経常損失）		×	×
特別利益		×	×
固定資産処分益	×	×	×
負ののれん発生益	×	×	×

金融商品取引責任準備金取崩額	×	×	×				
その他の特別利益	×	×	×				
特別損失				×	×	×	
固定資産処分損	×	×	×				
減損損失	×	×	×				
金融商品取引責任準備金繰入額	×	×	×				
その他の特別損失	×	×	×				
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）					×	×	×
法人税、住民税及び事業税	×	×	×				
法人税等調整額	×	×	×				
法人税等合計					×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）					×	×	×
繰越金（当期首残高）					×	×	×
・・・・・・・・・・積立金取崩額					×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）					×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第 32 条第 6 項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高)の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資 1 口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位で注記すること。
8. 信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。
9. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第 60 条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第 61 条に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に扱うものとする。))。
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫(法第 60 条に規定する吸収合併消滅金

庫をいう。以下同じ。)の業績の期間

(2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

10. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

(2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

11. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

12. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下12.において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下12.において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。